

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和元年6月14日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

厚生労働省では、今般、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部を改正することを予定しています。

つきましては、別添の改正概要に関し、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

令和元年6月14日（金）から令和元年7月13日（土）まで（郵送の場合同日必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班 宛て

（3）FAXの場合

FAX番号：03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名・住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名・主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

令和元年6月14日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第59条第3項においては、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるもの（以下「対象業務」という。）に労働者を就かせるときは、対象業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行わなければならないこととしている。
また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条において対象業務を具体的に定めている。
- 対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務は低圧の電気取扱業務に含まれることから、事業者は、電気自動車等の整備の業務に労働者を就かせるときは、法第59条第3項の規定に基づき、特別教育を実施することが義務付けられている。
- 今般、電気自動車等の整備の業務に係る作業の実態を踏まえた上で、電気による労働災害を防止する観点から、当該業務に従事しようとする労働者に必要な知識及び技能を習得させるための特別教育を規定する。

2. 改正の内容

特別教育の対象業務に、電気自動車等の整備の業務を規定する。

3. 根拠法令

法第59条第3項及び第113条

4. 公布日等

公布日：令和元年7月中旬（予定）

施行期日：令和元年10月1日（予定）

安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）に関する意見募集について

令和元年6月14日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

厚生労働省では、今般、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）の一部を改正することを予定しています。

つきましては、別添の改正概要に関し、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

令和元年6月14日（金）から令和元年7月13日（土）まで（郵送の場合同日必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班 宛て

（3）FAXの場合

FAX番号：03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（概要）

令和元年6月14日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第59条第3項においては、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるもの（以下「対象業務」という。）に労働者を就かせるときは、対象業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行わなければならないこととしている。
また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条において対象業務を、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「規程」という。）において対象業務に係る特別教育の実施について必要な事項を具体的に定めている。
- 対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務は低圧の電気取扱業務に含まれることから、事業者は、電気自動車等の整備の業務に労働者を就かせるときは、法第59条第3項の規定に基づき、特別教育を実施することが義務付けられている。
- 今般、電気自動車等の整備の業務に係る作業の実態を踏まえ、安衛則の改正により、法第59条第3項の対象業務として電気自動車等の整備の業務を規定する予定である。これを踏まえ、当該業務に従事しようとする労働者に必要な知識及び技能を習得させるための特別教育の実施について必要な事項を定めるなどの所要の改正を行う。

2. 改正の内容

電気自動車等の整備の業務に係る特別教育の実施について必要な事項を次のように定める。

ア 学科教育

科目	範囲	時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間

低圧の電気装置に関する基礎知識	電気自動車等の仕組みと種類 コンバータ及びインバータ 配線 駆動用蓄電池及び充電器 駆動用原動機及び発電機 電気使用機器 保守及び点検	2.5 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁工具及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具 管理	0.5 時間
電気自動車等の整備作業の方法	充電回路の防護 作業者の絶縁保護 サービスプラグの取扱いの方法 停電回路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止	1 時間
関係法令	関係法令中の関係条項	1 時間

イ 実技教育 電気自動車等の整備作業の方法について 1 時間

3. 根拠法令

安衛則第 39 条

4. 告示日等

告示日：令和元年 7 月中旬（予定）

適用期日：令和元年 10 月 1 日（予定）

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名・住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名・主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。